

かながわ労働プラザにおける非常時優先業務

- 1 施設の秩序を維持し、事故・破壊行為等の犯罪、火災等の災害（以下「事故等」という。）の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに、利用者の事故等の防止のための業務を適切に行う。
- 2 利用者とのトラブルの防止及び解決に向けて適切な対応を行う。
- 3 事故等の緊急事態が発生した場合は、避難誘導等利用者の安全を確保するために必要な措置を迅速かつ適切に講ずるとともに、関係機関への通報及びかながわ労働センターへの連絡を行う（県・関係機関への報告・連絡）。
- 4 労働プラザの統括防火管理者であるかながわ労働センターが実施する年2回の防災訓練に参加するとともに、別途、自衛組織を編成し、年1回以上定期的に防災訓練を実施し、かながわ労働センターに報告する。
- 5 指定管理者は、事故等発生時の対応マニュアルの作成等を行い、職員に周知徹底を図る。
- 6 中区長の要請に基づく避難場所として提供等を行う。

<令和7年3月現在>